

J R 東海エクスプレス・カード（個人会員）の具体的な改定内容

※他の契約モデルであっても同内容の変更を行います。

改定の全文は、H25 年 4 月 1 日以降、規約・特約のページをご確認ください。

現行	改定
<p data-bbox="241 480 815 512">エクスプレス予約サービスに関する特約</p> <p data-bbox="613 576 696 608">(中略)</p> <p data-bbox="241 671 546 703">(第 2 条：本特約の効力)</p> <p data-bbox="264 719 1084 991">本特約は、会員規約の特約であり、会員規約と重複又は競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）によります。</p>	<p data-bbox="1128 480 1702 512">エクスプレス予約サービスに関する特約</p> <p data-bbox="1509 576 1592 608">(中略)</p> <p data-bbox="1128 671 1433 703">(第 2 条：本特約の効力)</p> <p data-bbox="1151 719 1971 991"><u>1.</u> 本特約は、会員規約の特約であり、会員規約と重複又は競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）によります。</p> <p data-bbox="1151 1054 1971 1278"><u>2.</u> 当社は、事前に会員に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、会員が本サービスまたは会員規約に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなします。また、会員は本特約を遵守するものとします。</p>

(第3条：受付期間、受付時間、回答時間)

本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社が別に定めるところによるものとします。

(中略)

(第5条：回答方法、契約の成立、決済)

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員がJR東海エクスプレスサービス会員登録を行う際に会員番号を入力した会員規約第2条第1項記載の各会員規約に基づき発行されるカード（以下「会員のエクスプレス・カード」という。）によって決済することとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のエクスプレス・カード利用可能額による制限を受けます。

2. 乗車券類の変更、払戻等（第8条に定める受取後の乗車券類の

3. 当社は、前項の変更起因して、会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

(第3条：利用環境、受付期間、受付時間、回答時間)

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、原則として当社が別に定めるWebサイトで周知するものとします。

2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社が別に定めるところによるものとします。

(中略)

(第5条：回答方法、契約の成立、決済)

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員がJR東海エクスプレスサービス会員登録を行う際に会員番号を入力した会員規約第2条第1項記載の各会員規約に基づき発行されるカード（以下「会員のエクスプレス・カード」という。）によって決済することとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のエクスプレス・カード利用可能額による制限を受けます。

変更・払戻等を含む)により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員のエクスプレス・カードにより決済することとします。

3. 会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示により行うものとします。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話専用サイトでの申込をのぞく）に対する当社からの回答の通知は、会員への通知用として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行うものとします。

(以下略)

2. 乗車券類の変更、払戻等（第8条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む）により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員のエクスプレス・カードにより決済することとします。

3. 会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又は会員がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込をのぞく）に対する当社からの回答の通知は、会員がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行うものとします。

(以下略)